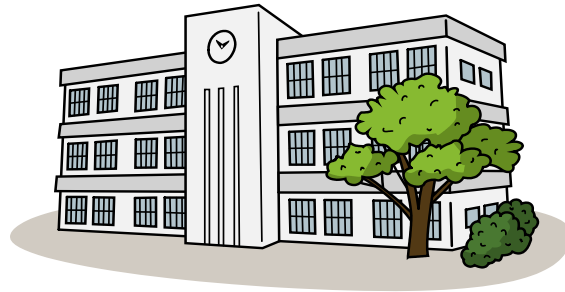


令和 3 年度

新宿中いじめ防止のための基本方針



新宿区立新宿中学校

基本方針

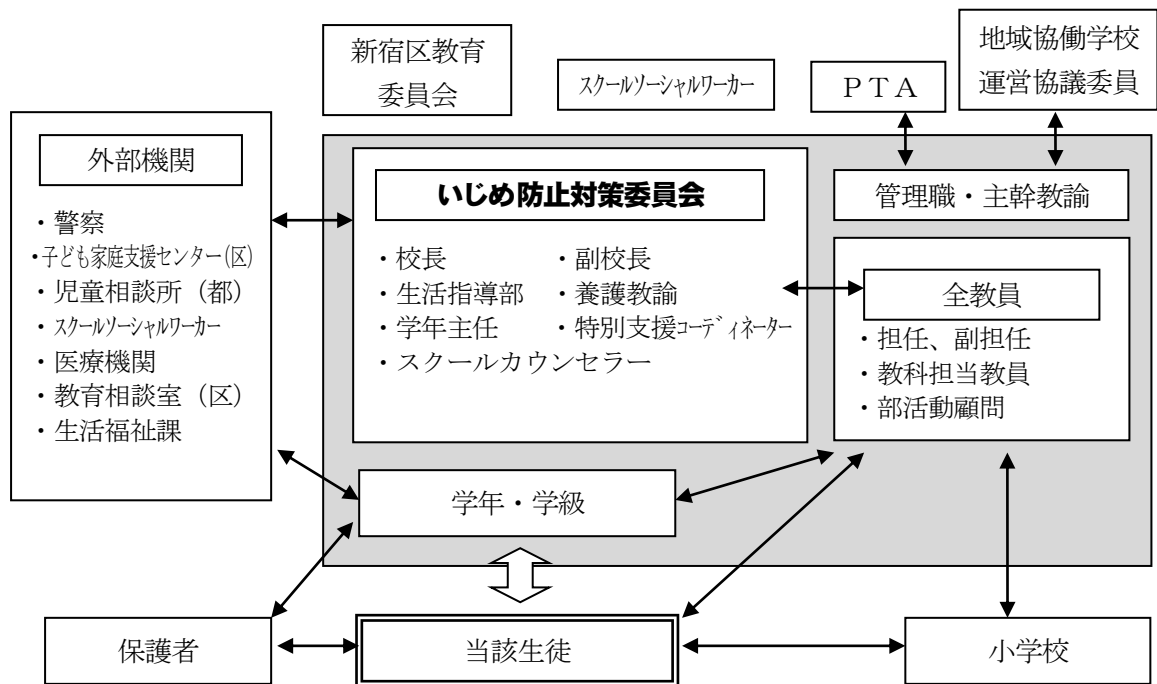
新宿区立新宿中学校（以下、「本校」）は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」）及び新宿区いじめ防止等のための基本方針（以下、「新宿区基本方針」）に基づき、本校の「いじめ防止のための基本方針（以下、「本校基本方針」）を定める。

1 本校の基本理念

- いじめは、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止・根絶に取り組む。
- いじめは、どの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 本校は、いじめに対して組織的に対応し、未然防止・早期発見・迅速な対応に努める。

2 組織の編成

- 本校は、生徒の健全育成を図るため、いじめや不登校といった多様な問題行動に対して、組織的に対応することを推進する。



3 取組みの内容

(1) 未然防止に向けた取組み

- ① 人権教育、道徳教育等、体験活動の充実
- ② 生徒の主体的な活動の支援
- ③ 教職員研修会の充実、情報モラル教育の推進
- ④ 小・中連携の推進

(2) 早期発見に向けた取組み

- ① 教育相談の充実、ふれあい月間等での個人面談の実施
- ② 「ふれあい月間アンケート」、「ハイパーQU」の実施などの調査での生徒把握
- ③ いじめ防止対策委員会の定期的な開催による教職員間の連携
- ④ 相談機関などの専門機関との連携

(3) 迅速な対応に向けた取組み

- ① 事実確認（当該生徒、関係生徒等）
- ② 被害生徒の心のケア及び加害生徒への指導、両保護者への連絡
- ③ 関係機関との連携
- ④ 学級、学年、全校への指導の徹底

(4) 重大事態への対応

- ① 「新宿区基本方針」に基づき、学校問題等調査委員会による調査
- ② 情報管理の徹底

(5) その他

- ・「新宿区基本方針」に基づき、学校運営改善のための取組み
- ・「いじめ防止プログラム」の活用
- ・関係諸機関との連携

4 具体的な取組み

(1) 未然防止に向けた取組み

① 人権教育・道徳教育等、体験活動の充実

- ・人権教育の全体計画や年間指導計画、人権教育プログラム等をもとに、計画的・継続的に指導を行う。
- ・生徒一人一人の発達段階に応じ、思いやりの心や互いを認め合う心を養うこと、善悪の判断などの道徳性を身につけていく指導を計画的に行う。
- ・ふれあい月間の月は、道徳の時間にいじめ防止に関わる内容の授業を行い、生徒の道徳性や道徳的実践力を養う。
- ・体験活動を通して、体験や交流から人と関わることの喜びや大切さに気づき、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった気持ちが得られるように指導する。

② 生徒の主体的な活動の支援

- ・未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることであり、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりや居場所づくり・絆づくりを推進する。
- ・いじめを防止するため自分たちに何ができるか、何をしなければいけないのかなど生徒自らの問題意識を高めていき、それらを考える時間を設ける。
- ・生徒会や各種委員会を中心とした主体的な取組みの支援をする。

③ 教職員研修会の充実、情報モラル教育の推進

- ・新宿区基本方針に基づき、「いじめは、どの学校、どの生徒にも起こりうるもの」ということや「いじめは絶対に行ってはいけない」ということを教職員全員の共通認識を図る。
- ・「いじめ」「不登校」「教育相談」等に関する研修会を計画的に実施する。
- ・新宿区基本方針に基づき、「情報モラル教育実施のための授業支援事業」等を活用し、情報モラル教育の計画的に行う。

④ 小・中連携、保護者・地域との連携の推進

- ・新宿区基本方針に基づき、近隣小学校とも情報交換等において連携を図る。
- ・道徳授業地区公開講座、セーフティ教室においては、多くの保護者や地域住民が参加できるように計画を立てる。
- ・保護者や地域住民との連携においては、学校評価を活用して、生徒の課題を把握し共通の目標を設定する。

(2) 早期発見に向けた取組み

① 教育相談の充実、ふれあい月間等での個人面談の実施

- ・スクールカウンセラーとの顔合わせを行う。（1年次に生徒全員に実施。）
- ・スクールカウンセラーが、各学級の給食に参加し、生徒との交流を図る。
- ・校内組織を明確に、企画立案、情報の共有の徹底を図る。
- ・ふれあい月間でのアンケート調査をもとに、個人面談を行う。
- ・学校便りや学年便り、保護者会等を通じて、学校の取組みの情報の発信を行う。

② 「毎日の生徒観察」や「学校生活アンケート」、「ハイパーQ-U」テスト等での生徒把握

- ・毎日の生徒観察から生徒の様子を把握する。また、「いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる環境」を作る。
- ・給食時に生徒の話に耳を傾け、ささいな変化にも気がつくように座席を工夫する。
- ・6月、11月、2月は【ふれあい月間】とし、「学校生活アンケート」を実施する。
- ・5月と10月に「ハイパーQ-U」テストを実施し、健やかな学級集団づくりに活用していく。

③ いじめ防止対策委員会の定期的な開催による教職員間の連携

- ・早期発見が重要であることを教職員が常に意識に、計画的、組織的な対応をする。
- ・毎年各取組みについて、その有効性を検証し見直しを行う。

④ 相談機関などの専門機関との連携

- ・「新宿区基本方針」に基づき、関係諸機関との連携を推進する。
- ・本校の「組織の編成」にある専門機関との連携を図る。

(3) 迅速な対応に向けた取組み

① 事実確認（当該生徒、関係生徒等）

- ・当該生徒や関係生徒および周囲の生徒等からの聞き取りを行い、事実を把握する。
- ・聞き取りを行い事実掌握後、本校「組織の編成」に従い連絡、報告、相談を行う。

② いじめを受けた生徒の心のケア及び加害生徒への指導、両保護者への連絡

- ・いじめを受けた生徒を「守る」という観点から心のケアに務める。
- ・加害生徒に対しては、毅然とした態度で接し、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ただし「新宿区基本方針」に基づき、学校は指導する際、いじめた生徒が抱える問題などを、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

③ 関係機関との連携

- ・「新宿区基本方針」に基づき、関係機関との連携を進める。
- ・必要に応じて、警察とも連携を図り解決にあたる。

④ 学級・学年・全校への指導の徹底

- ・いじめは関係生徒のみならず周囲へも不安を与えることから、学級・学年・全校など集団への指導を行う。なお指導の際は、適切な時間、適切な時期等に配慮する。

(4) 重大事態への対応

① 「新宿区基本方針」に基づき、学校問題等調査委員会による調査

- ・速やかに教育委員会へ報告を行い、指示に従って対応する。
- ・校内では、本校の「いじめ防止基本方針」に基づき、通常通り指導を行う。

② 情報管理の徹底

- ・いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取扱いについては、十分に配慮する。

(5) その他

- ・「新宿区基本方針」に基づき、学校運営改善のための取組み
- ・「いじめ防止プログラム」の活用
- ・関係諸機関との連携

5 年間指導計画

学期	月	取組み内容
1 学期	4 月	・新宿中いじめ防止に関する基本方針の確認及び校内組織確認 ・保護者会 ・スクールカウンセラーとの個人面接（1年生）
	5 月	・スクールカウンセラーとの個人面接（1年生） ・「ハイパーQU」（前期）の実施
	6 月	・ふれあい月間（学校生活アンケート①） ・学校公開週間（授業参観） ・セーフティ教室（全校）
	7 月	・いじめ防止に関わる道徳授業 ・三者面談
2 学期	8 月	・地域巡回（パトロール）
	9 月	・道徳授業地区公開講座
	10 月	・学校公開週間（授業参観） ・「ハイパーQU」（後期）の実施
	11 月	・ふれあい月間（学校生活アンケート②） ・いじめ防止に関わる道徳授業
	12 月	・三者面談
3 学期	1 月	・スクールカウンセラーとの個別面接（1年生全員）
	2 月	・ふれあい月間（学校生活アンケート③）
	3 月	・学校評価を活用し、取組みの見直しや改善 ・保護者会

※その他「いじめ」「不登校」「教育相談」等に関する校内研修会

6 関係資料・保護者説明資料等

- ・新宿区におけるいじめ防止対策について ……【新宿区基本方針】
- ・子どもケータイ・スマホを持たせる前に ……【新宿区基本方針】
- ・ふれあい月間関連資料 ……【新宿区基本方針】
- ・ふれあい月間アンケート
- ・「ハイパーQU」テスト
- ・「SNS 東京ルール」パンフレット

7 具体的な指導の流れ

○全学年共通理解のもと、生活指導主任が中心となり各学年生活指導担当と連携・協力して組織的に指導にあたる。

